

日本支援者支援学会誌「支援者支援学研究」投稿規程

第1条（目的）

本規程は、日本支援者支援学会（以下、「本会」という）が刊行する学会誌「支援者支援学研究」（以下、本誌）への投稿、審査および掲載に関する事項を定める。

第2条（投稿資格）

1. 本誌への投稿論文の筆頭著者は、本学会会員でなければならない。
2. 共著者については、この限りではない。
3. 編集委員会が特に認めた場合は、筆頭著者が非会員であっても投稿を認めることがある。
4. 非会員による投稿論文が採択された場合、筆頭著者は原則として本学会に入会しなければならない。ただし、編集委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

第3条（論文の種類）

本誌に掲載する論文の種類は、次のとおりとする。

- (1) 原著論文
- (2) 研究報告
- (3) 実践研究
- (4) 総説（展望論文）
- (5) 書評
- (6) その他、編集委員会が認めたもの

第4条（投稿論文の要件）

1. 投稿論文は未発表のものに限る。ただし、編集委員会が適当と認めた場合はこの限りではない。
2. 学会発表要旨、予稿集、学位論文等に基づくものについては、その旨を明記した上で投稿することができる。なお、投稿論文が未発表であるかの判断は、編集委員会が行う。
3. 他誌への同時投稿は認めない。
4. 同一データ・事例等に基づく既発表論文がある場合は、投稿時に添付すること。

第5条（倫理的配慮）

1. 投稿に際しては、本会の研究倫理ガイドラインを遵守しなければならない。
2. 人及び動物を対象とする研究は、所属機関等の倫理審査の承認を得ていること。倫

理審査を受けた研究については、承認機関名および承認番号を明記すること。倫理審査を受けていない場合は、その合理的理由を明示し、倫理的な事項について記載すること。

3. インフォームド・コンセントを取得していること。
4. 利益相反 (COI) について明示すること。
5. 投稿論文に研究不正の疑いが生じた場合は、本学会の研究倫理ガイドラインに基づき対応する。
6. 掲載後に重大な誤りまたは研究不正が判明した場合、編集委員会は当該論文の訂正または撤回を行うことができる。

第 6 条（著作権および利用許諾）

1. 本誌に掲載された論文の著作権は著者に帰属する。
2. 著者は、自身の論文（出版版）を機関リポジトリ等において公開することができる。ただし、出典を明記しなければならない。
3. 著者は、本学会に対し、当該論文の出版、複製、公衆送信その他一切の利用を無償で許諾する。
4. 本誌掲載論文は、編集委員会の定めるライセンス条件に基づき公開される。

第 7 条（査読）

1. 投稿論文は、編集委員会の責任において査読を行う。
2. 査読は原則として、著者・査読者双方匿名で行う。
3. 採否は編集委員会が決定する。
4. 査読者は、利益相反がある場合には査読を辞退しなければならない。また、査読過程で知り得た情報を第三者に開示してはならない。

第 8 条（査読結果の判定）

査読結果の判定は、以下の区分により行う。

- (1) 採択：修正なし、または軽微な修正により掲載可能なもの。
- (2) 修正後採択：修正を条件として掲載可能なもの。
- (3) 修正後再査読：重要な修正を要し、再査読を経て採否を決定するもの。
- (4) 不採択：掲載基準に達していないもの。

第 9 条（修正および再投稿）

1. 修正を求められた場合、著者は査読コメントに対する回答書（修正対照表：修正指摘、修正回答等）を添えて再提出しなければならない。
2. 修正原稿は、指定された期限内に提出しなければならない。

第 10 条（原稿の構成）

投稿論文の構成については、執筆要項に記載する。

第 11 条（原稿の分量）

論文の分量は、執筆要項に記載する。

第 12 条（投稿方法）

投稿は、編集委員会が指定する方法により行う。

第 13 条（校正）

著者校正は原則として 1 回とする。ただし、編集委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

第 14 条（掲載料）

1. 本誌への掲載にあたり、原則として掲載料は徴収しない。
2. ただし、次の各号に該当する場合には、当該費用の全部または一部を著者に負担させることがある。
 - (1) 特殊な図版作成、精細な画像処理等、通常の編集工程を超える作業を要する場合
 - (2) カラー図版の掲載等により追加費用が生じる場合
 - (3) その他、編集委員会が特に必要と認めた場合
3. 前項に基づき著者負担が生じる場合には、事前に著者に通知し、その同意を得るものとする。

第 15 条（DOI および公開）

1. 本誌に掲載された論文には DOI (Digital Object Identifier) を付与する。
2. 本誌は電子媒体により公開する。
3. 本誌は、学術プラットフォームを通じて公開することがある。

第 16 条（改正）

本規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附則

本規程は、2026 年 5 月 10 日より施行する。